

平成三十一年三月十五日受領
答 弁 第 七 五 号

内閣衆質一九八第七五号

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出北方領土がロシアに実効支配されている状態を「不法占拠」と明確に言わない理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出北方領土がロシアに実効支配されている状態を「不法占拠」と明確に言わない理由に関する質問に対する答弁書

北方四島の置かれた状況についての政府の法的評価は一貫しており、その法的評価に基づく対外的な説明について、どのような場でどのような表現を使うかは、その時々の方策的判断により異なり得るものである。